

川崎市教育委員会規則第7号

川崎市教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

川崎市教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会聴聞等に関する規則（平成6年川崎市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第3条第1項」を「同規則第2条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。